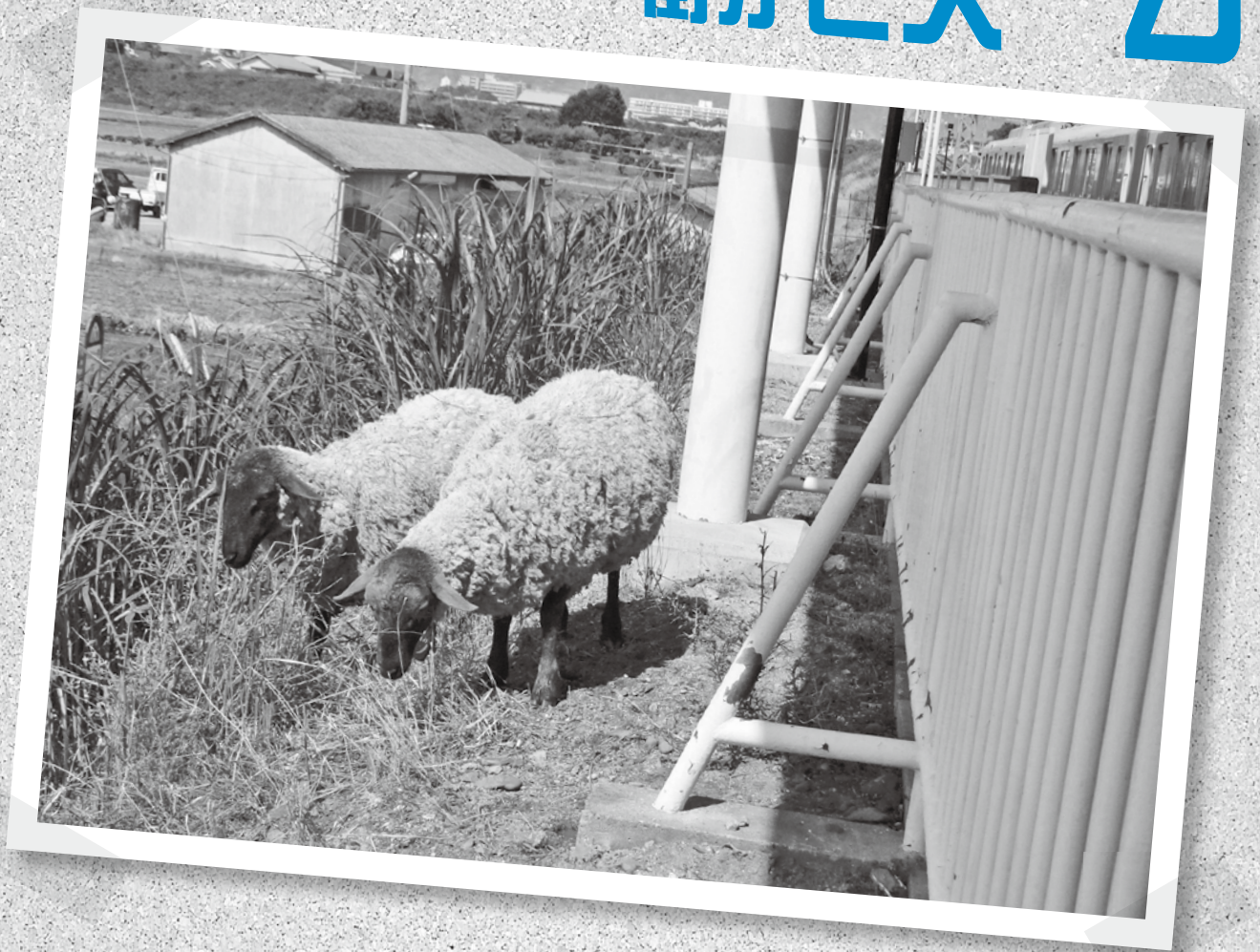


## 街かどズーム



高田活活まつり	①
中央公民館『夏休み子ども教室』	②
“寸劇脚本”募集	③
差別をなくす強調月間イベント	④
ヘルシーライフ	⑤～⑥
くらしの案内	⑦～⑧
お知らせBOX	⑨～⑩
情報アンテナ	⑪～⑫
児童手当／個人住民税	⑬
国民健康保険	⑭
65歳以上の人の介護保険料	⑮～⑯
後期高齢者医療制度	⑰～⑱
福祉医療制度	⑲

### 駅に羊がいる風景

5月12日から、近鉄松塚駅の南側斜面に、双子(雄2頭)の羊が放牧されていました。

羊の名前は「キン」ちゃんと「テツ」ちゃん。2頭はいつも寄り添って、おいしそうに雑草を食べています。

駅のホームから羊の姿が見えるので、電車を待っている人も、乗っている人もびっくりです。

駅の南側で放牧を開始し、およそ2週間で雑草を食べてしまったので、5月28日から北側斜面へ移動することになりました。

羊を管理している牧場と鉄道会社がはじめた、「羊除草」のひとつとして、松塚駅にやってきましたが、雑草を全部食べたら、放牧は終わるそうです。

雑草が増えてきたら、また来てくれるかな？

(近鉄松塚駅:5月28日撮影)



# 高田活活まつり

7月19日(土)~21日(祝)  
・24日(木)  
・26日(土)~27日(日)

- ◎さざんかホールプロムナード
- ◎天神橋筋商店街
- ◎さざんかホール

※会場に、駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。  
※大雨・洪水・暴風の「警報」が発令されたときは中止します。

## 7月19日(土)~21日(祝)

- ◎高田美術協会展  
(午前9時~午後5時) ※21日は午後4時まで

## 7月24日(木)

- ◎商店街の元気市(天神橋筋商店街)  
24日(木) 午後2時から  
●天神地藏尊特別開帳、絵馬の販売(500円)  
●ふるまい ※先着80名

## 7月26日(土)~27日(日)

- ◎商店街の元気市(天神橋筋商店街)  
●グルメ横丁、あてもん横丁、  
ガレーセール、リサイクルショップ(特売)  
●天神地藏尊特別開帳

## ◎商連サマーフェスティバル

- 26(土)・27日(日) 午後5時~9時
- 昔なつかしゲーム(輪投げ、かたぬき、  
ヨーヨーつり、コインゲーム、射的など)
  - 昔なつかし食べ物(ミルクせんべいなど)
  - ビアガーデン
  - 高田商連観光夜市(模擬店:タコス、  
鮎の塩焼き、唐揚げ、焼き鳥、  
フランクフルトなど)



## ◎パフォーマンス

- 26日(土)
- 市立高田商業高校アカベラ(午後6時から)
  - 南京玉すだれ(午後6時30分から)
- 27日(日)
- 腹話術(午後6時から)
  - フラダンス(フラ友の会)(午後6時30分から)



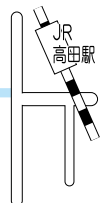
## ◎サマーパーク'14(大和高田商工会議所青年部)

- 26日(土)・27日(日) 午後5時~9時
- 駄菓子屋「高田の星」、巨大ピンボールによる当て物、かき氷、ジュースなど

## ◎地元市

- 26日(土)・27日(日) 午後5時~9時

## 会場案内図



[産業振興課 内線 248]



## 市立図書館「にんぎょうげき」を見においで!

- ▷とき 7月25日(金) 午後2時から
- ▷ところ 市立中央公民館 視聴覚室
- ▷内容 『すってんころりん宝げた』(日本の昔話より)  
併演 おしゃべりかんこちゃん<おふろに入るの巻>
- ▷対象 未就学児から小学校低学年までの子どもとその保護者

- ▷定員 約100名 ※1人につき、4名まで申込可。
- ▷申込方法 7月2日(水)~13日(日)までに、市立図書館へ電話またはカウンターへ。
- ※申込多数の場合、①市内在住の人、②昨年観覧していない人、と順に優先し、それでも定員を超える場合は抽選。

[市立図書館 ☎52-3424]

# 中央公民館『夏休み子ども教室』

5・9・11ページにも、  
夏休み中の教室募集が  
のっています。見てね。

## 「陶芸教室」

- ▷とき 7月30日(水) 午前10時～正午
- ▷講師 上島 伸五
- ▷参加費 1人400円
- ▷対象 小学生 15名
- ▷内容 動物やコップ作りなど
- ▷持ち物 エプロン、タオル、水筒、
- ▷服装 粘土で汚れてもよい服装
- ※作品は、後日公民館で受渡します。

## 「美術教室」

- ▷とき 8月1日(金) 午前9時～正午
- ▷講師 畔上 八寿男
- ▷参加費 1人300円
- ▷対象 小学生 15名
- ▷内容 図画
- ▷持ち物 水彩えの具セットまたはクレヨン、  
エンピツ(HB)、水筒
- ※汚れてもよい服装で来てください。

## 「クッキング教室」

- ▷とき 8月6日(水) 午前10時～午後1時
- ▷講師 佐野 幸代
- ▷参加費 1人400円
- ▷対象 小学4～6年生 15名
- ▷内容 楽しく簡単に作れる料理
- ▷持ち物 エプロン、三角巾、フキン、水筒、  
持ち帰り用容器

## 「茶道教室」

- ▷とき 7月23日(水) 午前9時30分～11時30分
- ▷講師 吉野 さかえ
- ▷参加費 1人200円
- ▷対象 4歳児～小学6年生 15名
- ▷内容 お茶のマナーを学びつつ、お茶を味わう

## 《申込方法》※詳しくは、中央公民館(☎22-1315)へ。

往復ハガキに、希望教室名と必要事項(住所、名前(ふりがな)、学校名、学年、電話番号)を書いて、7月10日(木)【必着】までに、中央公民館(〒635-0096西町1-15)へ。

- ※受講は、市内在住者のみ。原則1人1教室のみ。
- ※グループでの申込みは、1枚の往復ハガキで応募可。その場合、応募者全員の必要事項を書くこと。
- ※申込多数の場合、抽選(1枚の往復ハガキ単位での抽選)。

(敬称略)

(市立中央公民館 ☎ 22-1315)

# 大和高田市立看護専門学校 オープンキャンパス

- ▷とき 8月1日(金) 午後1時～4時30分  
(受付 午後1時～1時20分)
- ▷ところ 市立看護専門学校  
(〒635-0094磯野北町1番1号)
- ▷対象 本校入学、または看護学校進学を希望する、  
高校3年生および社会人
- ▷定員 40人程度 ※先着順
- ▷持ち物 ジャージ、タオル、体育館シューズ
- ▷申込方法 往復はがきに必要事項(右記参照)を  
書いて、市立看護専門学校オープンキャンパス係  
(〒635-0094磯野北町1-1)へ。
- ◎希望する看護体験(希望に添えない場合あり)
  - ① 血圧測定 ② 車椅子移送 ③ 体位変換
  - ④ 妊婦体験 ⑤ 高齢者体験
  - ⑥ 沐浴(赤ちゃんのお風呂)
- ▷申込期間 7月7日(月)～15日(火)【当日消印有効】



## 往復ハガキの書き方

52	〒635-0094	(返信の裏には何も書かないでください)
往復	大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立看護専門学校 オープンキャンパス係	
52	返信先の郵便番号	<記入必要事項> ● 郵便番号 ● 住所 ● 氏名 (ふりがな:必ず) ● 年齢 ● 電話番号 ● 在校名 (又は出身高校名) ● オープンキャンパスでどんなことを知りたいか。 ● 希望する看護体験 第1希望、第2希望 (①～⑥より2つ選んで書いてください)
	返信	
	参加希望者 自宅住所(連絡先) 氏名	
	(はがきの返信先を記入してください。)	

※希望する看護体験参加の可否は、全員に通知します。  
※記入した個人情報は、本人の許可なく第三者に提供することはありません。

(市立看護専門学校 ☎ 53-2901 内線 5248)

# 「ヒート ハート たかだ劇場」“寸劇脚本”募集

「ヒート ハート たかだ」は、市民の皆さんに男女共同参画について理解を深めてもらう啓発活動を行なっています。その一つとして、身近な暮らしの中から感じたことを寸劇にしています。そこで、来年2月に開催する「女と男ハートアップフォーラム」で上演する寸劇の“脚本”を募集します。優秀作品は、ヒート ハート たかだ運営委員が上演します。皆さんのアイデアで、楽しい脚本をお寄せください。

- ▷ **募集内容** 男女共同参画をテーマにした寸劇脚本  
(作品例:男と女のいい関係 家庭編・学校編・恋人編など)
- ▷ **応募規格** (1)応募作品は1人何点でも可 (2)応募作品は未発表で自作のものに限る (3)応募作品は返却しない (4)入選作品の著作権は大和高田市に帰属する
- ▷ **選考方法** ヒート ハート たかだ運営委員と人権施策課で選考を行い、優秀作品を決定します。

▷ **応募方法** 7月31日(木)までに、住所・名前・年齢・電話番号と「作品にこめた思い」(200字程度)を書いて、作品とともに、封書(〒635-8511 大和高田市役所 人権施策課男女共同参画推進係)かメール(gender@city.yamatotakada.nara.jp)で男女共同参画推進係へ。

- ※メールで応募の場合、件名(タイトル)は必ず「男女共同参画をテーマにした寸劇脚本」にしてください。
- ※作品には題名(タイトル)を付け、10分程度の寸劇用に作成してください。
- ※上演の際は、せりふの言い回しを演者の話口調で演じます。
- ※優秀作品は、市ホームページで発表し、平成27年2月開催予定の女と男ハートアップフォーラムで上演し、賞状を贈呈します。

## 子育てママの就職準備講座 「マザーズセミナー」参加者募集

子育てをしながら働きたいあなたを、応援します。

- ★こんな人は、ぜひ参加してください。
  - ・就職をするために、どんな準備をしたらいいの。
  - ・求人情報の上手な利用方法を教えて。
  - ・保育所や児童ホームの申込みについて知りたい。
  - ・「子育てサポートクラブ」は、どのように利用できるの。

- ▷ **とき** 8月6日(水) 午前10時～11時45分
- ▷ **ところ** 総合福祉会館2階 会議室2
- ▷ **定員** 女性のみ30名 ※申込多数の場合、抽選
- ▷ **申込方法** 7月29日(火)(セミナー・託児ともに)までに、電話(☎22-1101 内線287)または、FAX(FAX52-2801)、Eメール(gender@city.yamatotakada.nara.jp)で、「マザーズセミナー」受講希望、住所、名前、年齢、電話番号を書いて、男女共同参画推進係へ。

※メールで応募の場合、件名(タイトル)は必ず「マザーズセミナー受講申込み」にしてください。  
※託児を申し込むときは、子どもの名前、年齢、性別を書いてください。

### ○託児ルームがあります

- ▷ **予約制・無料**(セミナー申込時に予約)
- ▷ **対象** 0歳～就学前
- ▷ **定員** 10名 ※申込多数の場合、抽選



▷ **共催** 大和高田市・ハローワーク大和高田

[人権施策課男女共同参画推進係 内線287]

## 「人権の世紀」を生きる「人権セミナー21」受講者募集

新しい自分を発見したり、心の視野を広げたり、立ち止まって、自分の生き方を見つめてみませんか。

日	内容	講師(敬称略)
7月10日(木)	「自分も相手も大切にコミュニケーション」～人生を軽やかに生きるコツ～	横山 由紀子 コミュニケーション・サポーター
8月26日(火)	「私の戦争は終わらない」	鈴木 知英子 かしば女性会議代表
10月7日(火)	「カラダほぐし、ココロほぐし」～ストレスに強いカラダとココロとは～	松井 洋子 からだとこころの出会いの会代表
10月24日(金)	「母の置土産」～認知症介護からみえてきたもの～	屋敷 芳子 公益社団法人認知症の人と家族の会・奈良県支部代表

※4回受講が基本ですが、1回のみ受講も可能です。

- ▷ **時間** 午後1時30分～3時30分
- ▷ **ところ** 市立中央公民館 視聴覚室
- ※駐車場は、中央公民館北側納税協会駐車場を利用してください。セミナー終了後、閉鎖します。
- ▷ **対象** 市内在住、在勤する人

- ▷ **定員** 約50名 ※無料
- ▷ **申込方法** 7月9日(水)までに、電話(☎22-1101 内線279)、またはFAX(FAX52-2801)、ハガキ(〒635-8511 大和高田市)に名前、住所、電話番号、希望講座名を書いて、人権施策課へ。

[人権施策課 内線279]

# 平成26年度 差別をなくす強調月間イベント

## ◎ 差別をなくす市民集会

▷とき 7月26日(土) 午後2時～4時

▷ところ さざんかホール(小ホール)

▷講演 『私が「母」「家族」を語るなら』～家族の大切さ、母の存在とは～

▷講師 佐野有美さん - 車椅子のアーティスト -

※駐車場は、JR高田駅西側駐車場(有料)をご利用ください。

※託児希望者は、7月22日(木)までに人権施策課へ申し込んでください。

(対象:0歳～就学前)

※手話通訳・要約筆記の準備をしています。



## ◎ 人権問題啓発ポスター・標語の展示(小・中学生の応募・市優秀作品)

▷とき 市民集会当日 7月26日(土)

▷ところ さざんかホール  
(小ホール前)

## ◎ 「ミニミニ」原爆展(日本非核宣言自治体協議会)

▷とき 7月1日(火)～11日(金)

▷ところ 市役所1階ロビー

## ◎ 各館の行事

### ● 東部人権文化センター(曙町隣保館)

▷とき 7月22日(火)～24日(木)

「人権パネル展」

①人権啓発ポスターと標語

### ● 西部子ども会館(市場青少年会館)

▷とき 7月29日(火)～31日(木)

「人権パネル展と作品展」

①人権啓発ポスターと標語

②たんぼぼの会の作品展

③習字及び編み物教室作品

### ● 東雲総合会館

▷とき 7月16日(水)～18日(金)

「人権パネル展」

①人権啓発ポスターと標語

### ◎ 人権相談

▷とき 7月22日(火) 午後1時～4時

▷ところ 総合福祉会館

▷相談員 葛城人権擁護委員

▷問い合わせ 広報情報課  
(内線291)

[人権施策課 内線288]

## 土庫市営墓地 使用者募集

土庫市営墓地の利用者を、次の要領で募集します。

▷場所 土庫市営墓地、土庫219番地 他

▷募集区画 15区画(随時補充)

▷1区画の大きさ 間口1.3m×奥行1.24m(1.6㎡)

▷価格 400,000円(永代使用料370,000円、永代管理料30,000円)

▷申込資格 平成26年7月1日時点で、本市に住民登録のある世帯主(1世帯1区画)

※すでに土庫市営墓地の使用許可を受けている人は、申し込みできません。

※使用許可後は、承継者(直系相続人)以外は名義変更できません。

※他人名義での申請はできません。

▷受付期間 7月23日(水)～8月20日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・祝日を除く)

▷受付場所 市役所別棟1階 環境衛生課

▷必要書類 墓地使用申込書(市役所環境衛生課にあります)、住民票謄本(続柄・本籍地の記載があるもの)、印鑑(認め印可、朱肉を用いる物)

▷区画の決定方法 本市指定の15区画の中から、申込時に場所を決定。

[環境衛生課 内線281]



## 親子クッキング教室

親子で、楽しく料理づくりにチャレンジしませんか。

おいしくて、簡単に作れるメニューです。夏休みの思い出にぜひ、参加してください。

### ▷とき

第1回 7月31日(休)

第2回 8月21日(休)

いずれも午前10時から(受付:午前9時30分～9時45分)

▷ところ 市立中央公民館1階調理実習室

▷対象 小学3年生以上の子どもとその保護者15組

※子どものみの参加もできます。

▷持ち物 エプロン、三角巾、手ふきタオル、お茶

▷講師 市食生活改善推進員

▷参加費 1人200円

### ▷申込方法

第1回は、7月25日(金)まで

第2回は、8月15日(金)までに、保健センターへ電話または窓口へ。

※1回目に参加した人は、2回目の参加はできません。

## ウェルカムベビー教室B ～知って安心私らしく出産～

初めての妊娠・出産の方、お友達づくりをしたい方におすすめ。

助産師・保健師・栄養士が、インターネットや本だけではわからないコツや知って安心情報を伝えます。プレ

パパや家族の妊婦体験も好評です。

▷とき 8月19日(火)

(受付:午前9時～9時20分)

正午終了予定

▷ところ 保健センター

▷内容 「知れば安心!出産のコツ」

▷対象 プレママ(妊婦)・プレパパ、祖父母、家族になる人  
※託児はありません。

▷持ち物 母子健康手帳、筆記用具、動きやすい服装で。

▷申込方法 保健センターへ電話または窓口へ。

## もぐもぐ教室のお知らせ

子どもの栄養と離乳食についての話、試食を行います。初めての子育てにとまどっているお母さん、ぜひ参加してください。

▷とき 8月22日(金)

午前9時45分～午前11時30分

(受付:午前9時30分から)

▷ところ 保健センター

▷内容 子どもの栄養や離乳食の話・離乳食のデモンストレーション・試食(保護者)

▷対象 平成26年2月・3月生まれの乳児(第1子)と保護者  
※第2子以上は、要相談

▷持ち物 母子手帳・赤ちゃんに必要なもの(オムツ・ミルク・バスタオル等)

▷申込方法 保健センターへ電話または窓口へ。

※保護者のみの参加もできます。

## BCG接種で結核予防

国内での結核患者はかなり減少しましたが、まだ2万人以上の患者が毎年発生していて、大人から子どもへ感染することも少なくありません。また、結核に対する抵抗力は、母親からはもらうことはできないので、赤ちゃんにも感染する心配があります。特に、乳幼児は結核に対する抵抗力が弱いので、全身性の結核や結核性髄膜炎になることもあり、重い後遺症を残す可能性があります。

BCGワクチンの接種は、生後1歳未満(標準的な接種は、生後5か月から8か月の間)となっています。

まだ接種していない人は、この機会に接種しましょう。

## 食中毒にご用心

細菌やウイルスなどが混入した食品をとることで起こる食中毒。

その2割近くが、家庭の食卓でおきています。

年間で見るとピークは7月～9月。高温多湿による菌の繁殖と、私たちの抵抗力の低下が重なりおこります。

家庭で気をつけたい食中毒予防を確認しましょう。

①調理の前は、必ず手をきれいに洗う。

②魚介類や肉類を切った包丁やまな板を洗わずに、生で食べる野菜



※検診等に関するお問い合わせは、保健センター(☎23-6661)へ

- を切らない。
- ③これから使う食材を、少しの間だからと室温に放置しない。
  - ④食品の中心部までしっかり加熱(中心部85℃で1分間)。
  - ⑤すぐに食べない料理は、手早く冷まして冷蔵庫へ。
  - ⑥残り物は、冷蔵庫で保存。
  - ⑦包丁やまな板は定期的に漂白剤や熱湯消毒を。

以上のようなことを気をつけ、予防に心掛けましょう。

もし、食中毒と思うような症状があれば、素人判断はやめ、すぐに医師の診察を受けましょう。

年齢が40歳未満の場合、年間助成回数と通算助成期間の限度は廃止され、通算助成回数は6回までになります。

助成手続きや制度について詳しくは、葛城保健所(☎22-1701)へ。  
なお、不妊に関する相談は、県不妊専門相談センター(☎0744-22-0311)で、毎週金曜日 午後1時～4時まで受付。



### 「不妊に悩む人への特定治療支援事業」の制度変更

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微受精に要する費用の一部を助成する制度が、変更されます。

平成26年4月1日以降、新たに助成制度を利用する人で、初めて助成を受けるときの治療開始時の妻の

### 公共施設等にもあります 広報誌「やまとたかだ」

広報誌「やまとたかだ」は、自治会等を通してみなさんにお届けしているほか、下記の場所にもあります。

▷配置場所 市役所、勤労青少年ホーム、総合福祉会館、高田温泉さくら荘、陵西公民館、市立中央公民館、図書館、総合体育館、JR 高田駅、さざんかホール、東雲総合会館、片塩楽市、葛城コミュニティセンター、コミュニティプール、天満診療所、市内コンビニエンスストア(セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート ※かな順)

※部数に限りがあります。ご了承ください。  
[広報情報課 内線 291]

### ご利用ください JR高田駅西側駐車場

#### ◎利用料金

- 最初の30分/100円
- 30分を超え1時間以内/200円 以後、1時間毎に100円を加算
- 当日の利用なら、1日とめても最高1,000円

※営業時間外(午前0時～午前6時)の入出庫は、できません。

お得な「前払い駐車券」もあります。

[JR高田駅西側駐車場 ☎25-0400]

### ねぎのいり豆腐



豆腐の水切りをしっかりと  
おくと、味がぼやけません。

#### 材 料 (4人分)

木綿豆腐……………	2丁	卵……………	4～5個
ねぎ……………	1わ	塩…………… 小さじ1/2 こしょう …… 少々 しょう油 …… 小さじ1 ごま油 …… 小さじ2	
にんじん……………	1/4本		
サラダ油……………	大さじ1		
糸かつお……………	適量		

《エネルギー 266kcal 塩分 1.0g》(1人分)

地場産野菜で

簡単!  
クッキング



食生活改善推進員  
稲見 悦子さん

#### 作り方

- ① 豆腐はさいの目にし、熱湯でゆらゆら動くまでゆで、ざるに取って水けを切る。
- ② ねぎは1cm長さに切り、にんじんはせん切りにする。
- ③ ボウルに卵を割りほぐし、調味料を加える。  
さらに①と②を加えて、ざっくり混ぜる。
- ④ 中華鍋を熱し、サラダ油をなじませ、③の卵液を流し入れ、強火で手早く返しながらかめる。  
卵に焼き目がついたら器にとり、糸かつおをのせる。

[大和高田市食生活改善推進員協議会]



## 水道

### 口座振替をご利用の人へ

振替指定日は、2か月ごとの15日または、27日です。預金不足などで振り替えできなかった場合、次回に振り替えますので、入金をお願いします。

### 使用開始・中止のときは連絡を

無断で水道を使うと、処罰の対象になります。事前に検針係へ届け出て、給水契約をしてください。

使用中止する場合も届け出て、料金の精算をしてください。

〔上下水道部（水道部門）  
☎ 52-1365  
夜間・緊急時 ☎ 52-3901〕

※くれぐれも、おかけ間違いのないようお願いします。



## 国保

### 平成26年度国民健康保険税納付書が届きます

国民健康保険税の納付書は、7月中旬ごろ、各家庭に届く予定です。7月から翌年2月まで、毎月（計8回）の納付になります。

※年金特別徴収の場合を除く。

### 7月31日は国民健康保険税第1期分の納期限です

国民健康保険税は、必ず納期限内に納めましょう。納められた国民健康保険税は、皆さんが病気やケガをしたときの医療費や、介護保険を運営していくための大切な財源になります。納付が遅れると、国民健康保険事業の運営に、支障をきたします。

#### 【国民健康保険税の決まり方】

	医療分	支援金分	介護分
平等割額 (1世帯あたり)	25,000円	7,000円	7,300円
均等割額 (1人あたり)	26,000円	8,000円	9,200円
所得割 (所得割税率)	9.0%	2.0%	2.3%
賦課限度額	51万円	14万円	12万円

申告所得－基礎控除(330,000円)

＝基準所得

基準所得×所得割税率＝所得割額

※前年中の所得が基準

※「申告所得」とは、前年中(1～12月)の所得

★全世界帯に、医療分と後期高齢者支援金分が課税されます。満40歳以上満65歳未満の人には、介護分も課税されます。

★国民健康保険税の所得割の算定は、所得申告が基礎となって課税されます。必ず申告をしてください。

〔保険医療課 国保グループ  
内線568〕



## 年金

### ☆平成26年度の免除申請、7月から受付

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の納付が免除される制度があります。

▷注意

- 前年所得の審査があります。
- 保険料免除申請は、保険料の全額が免除される全額免除、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される3/4納付、半額納付、1/4納付があります。また、30歳未満の人には、若年者納付猶予制度があります。
- 3/4納付、半額納付、1/4納付の承認を受けた場合、その一部の保険料を納付しないと、その承認期間は、保険料未納期間となります。
- 追納する場合の保険料額は、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、経過期間に応じた加算額が、上乘せされます。

※退職により納付が困難な場合は、雇用保険被保険者離職票を持ってきてください。

▷承認期間 7月～翌年の6月

▷審査結果 後日郵送で通知

▷申請先 市役所市民課年金係  
(印鑑を持参)

〔市民課年金係 内線528・529〕  
〔大和高田年金事務所 ☎22-3531〕





## 市 税

### 7月は固定資産税・都市計画税(第2期)の納期月

### 納期限は7月31日(木)です

7月の出張窓口

とき	ところ
23日(水)	東部子ども会館
24日(木)	西部文化センター
25日(金)	北ふれあいセンター

▷時間 午前9時30分~11時

納付は便利な口座振替で

▷申込方法 申込書、通帳、届出印を持って、金融機関の窓口へ。

申込書は市役所収納対策室の窓口のほか、市内の金融機関や郵便局の窓口にも備えています。

▷振替日 各納期限月の月末(末日が休日・祝祭日の場合は翌営業日)  
市税がコンビニエンスストアでも納付できます

市内はもとより、日本全国、休日・夜間を問わず納付することができます。

### ☆コンビニ収納Q&A

Q.コンビニで納める時、手数料はかかりますか?

A.かかりません。手数料は、市が負担します。

Q.納期限の過ぎた納付書は使えますか?

A.使えません。収納対策室までご連絡ください。

### 滞納整理の推進 ~自主納付・納期内納付 にご協力を~

市税は、私たちの暮らしを守り、大和高田市が発展していくためのさまざまな施策や事業を推進するための、貴重な自主財源です。市では、今年、奈良県と香芝市とで特別滞納整理強化チームを組織し、差押等により、積極的に滞納整理を進めています。今後も一層「収納率向上と滞納額の縮減」、「市税の公平性・信頼性の確保」を図るため、以下の取組を強化します。

#### ☆財産調査の徹底と財産差押の強化

納付催告にもかかわらず、納税相談もなく誠意がみられない、あるいは納税を拒否する、納税誓約を守らないなどの滞納者に対し、実態調査や財産調査を行い、預金や不動産のほか、給与や生命保険、売掛金などの差押を実施、強化します。

#### ☆公売の実施

市税の滞納により差し押さえた不動産などを、公売により現金化して、滞納市税に充当します。

※公売とは、市が差し押さえた財産を、入札などの方式により、法律の規定に基づき売却する制度。

#### ☆納税が困難な人は、一人で悩まず 放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

#### ○新聞の収集の変更

水曜日(2週間に1回)に変更になりました。収集日は、「平成26年度分別収集カレンダー」で確認してください。

[クリーンセンター ☎53-5383]

### クリーンセンター 土曜開場日

▷7月の開場日 12日、26日

▷時間 午前9時~10時30分まで

▷業務内容 可燃、不燃(粗大ゴミ含む)の持ち込みゴミの受入れのみ  
[クリーンセンター企画整備課  
☎52-1600]

#### ご利用ください

### ☆☆ 夜間窓口 ☆☆☆

昼間、納付が困難な人や納付・納税相談が必要な人は、ご利用ください。時間は、午後5時15分~8時です。

#### 固定資産税・都市計画税・ 市県民税・軽自動車税・ 国保税窓口

▷とき 7月24日(木)

▷ところ 市役所2階 収納対策室  
☎22-1108(夜間窓口専用)  
内線238

#### 水道料金窓口

▷とき 8月6日(木)[次回予定日9月3日(木)]

▷ところ 上下水道部料金係  
☎52-1366(夜間窓口専用)

※4か月(2回分)滞納すると、自動的に給水停止の対象者になります。

#### 午後6時まで時間延長

### 市民課窓口業務

▷7月の実施日

7月3日・10日・17日・24日・31日(木)

▷業務時間 午後6時まで

▷取扱発行業務

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 戸籍謄本・戸籍抄本

※発行業務のみです。転入・転出、印鑑登録・廃止などの業務は行いません。

[市民課 内線527・530]

# お知らせBOX



## 参加しませんか

### ■みんぞくの広場—未来—〈夏のつどい〉

- ▷とき 7月17日(木) 午後2時～4時  
(受付:午後1時30分から)
- ▷ところ さざんかホール 3階レセプションホール
- ▷テーマ 自分を見つめる窓 みんなぞくミラー
- ▷内容 カラーソフトシートで、民族の絵柄や文字などを切り抜き、オーナメント(飾り)を作ります。コルクボードに、鏡とオーナメント(飾り)を貼りつけます。自分のルーツ・今の自分・自分の未来楽しいゲームをしながら、友だちづくりもします。
- ▷対象 市内在住で、学齢期にある外国籍の子ども、両親のどちらかが外国籍の子ども、両親またはどちらかが日本国籍取得者の子ども

#### ▷民族講師

キム・カンチャ(金康子)さん  
梅 玉婷(メイ イウティン)さん  
Kristina Sol Alinsod(クリスティーナ ソル アリンソッド)さん

- ▷申込方法 7月10日(木)までに、市内各小・中学校、市立中央公民館、さざんかホール、葛城コミュニティセンター、市立図書館、青少年会館、市学校教育課、市人権施策課にある申込用紙か、市ホームページ「イベント情報」からダウンロードした申込用紙に必要事項を書いて、各学校または、市役所2階学校教育課(〒635-8511 大中100-1)へ郵送、または持参。※土・日曜日は除く。

[学校教育課 内線154]

### ■リバーウォッチング(川の生き物調査)

- ▷とき 7月25日(金) 午前9時30分～11時30分(受付:午前9時から)
- ▷ところ 大中公園(雨天の場合は、中央公民館2階講座室)
- ▷内容 身近な川の生き物などの観察を通して、環境問題をみんなで考えてみましょう。
- ▷対象 小中学生(小学生は、なるべく保護者同伴で。中学生は1人でも、参加可)
- ▷定員 50名
- ▷持ち物 筆記用具、長靴、帽子、タオル、トレイ、家庭用ザル、持っている人はピンセット、虫眼鏡  
※濡れてもいい服装で参加してください。

- ▷指導員 谷 幸三 さん(環境科学博士)
- ▷申込方法 7月1日(火)～7月18日(金)までに、電話で環境衛生課へ。  
[環境衛生課 内線281]

### ■夏休み「さをり織り」体験

誰でも簡単に織れる「さをり織り」を体験しませんか。

- ▷とき  
7月23日(水) ①午前10時～正午  
②午後1時～3時  
7月24日(木) ①午前10時～正午  
②午後1時～3時
- ▷ところ 総合福祉会館 2階多目的室
- ▷対象 市内在住の小中学生
- ▷定員 各10名 ※申込多数の場合、抽選

### ■地域ふれあい土曜塾

講座・講師(敬称略)	とき	ところ
陶芸 (表啓充、彫宝会、弓場一郎)	7月5日(土) 午後1時30分から	市立中央公民館
キッズ囲碁 (吉村芳俱、西岡正浩、囲碁の先生)	7月12日(土) 午後1時30分から	市立中央公民館
やまと高田太鼓 (松本弘昭、表 泰憲、弓場一郎)	7月19日(土) 午前10時30分から	ときめき高田駐車場
宿題やろうよ土曜塾 (パウダーアート、押し絵、貼り絵) (仲本八壽、田中奈奈)	7月26日(土) 午後1時30分から	市立中央公民館

※持ち物など詳しくは、生涯学習課(☎53-6264)へ。

- ▷対象 5歳～18歳 ※囲碁は7歳以上
- ▷定員 各講座とも50名 保険料1回20円
- ▷申込方法 電話(☎53-6264)または、FAX(FAX53-6364)で、生涯学習課土曜塾担当へ。

[生涯学習課 ☎53-6264]



市役所…(22) 1101 総合福祉会館…(23) 0789 シルバー人材センター…(52) 0115 総合体育館…(22) 8862  
 中央公民館…(22) 1315 保健センター…(23) 6661 高田消防署…(25) 0119 さくら荘…(23) 4126  
 図書館…(52) 3424 クリーンセンター…(53) 5383 さざんかホール…(53) 8200 総合公園…(52) 4700  
 水道部門…(52) 1365 市立病院…(53) 2901 社会福祉協議会…(23) 5426 鶴ヶ江市民センター…(23) 8001  
 青少年課…(23) 1322 高田警察署…(22) 0110 下水道課…(52) 1258

ご注意ください！電話番号はきちんと確認してからかけましょう。

- ▷費用 実費(作品の大きさにより異なります。30cmで約300円)
- ▷申込方法 7月17日(木)までに、電話で総合福祉会館へ。  
 [総合福祉会館 ☎23-0789]

**開催します**

**市内3中学校吹奏楽部定期演奏会**

- ▷とき 7月21日(祝) 午後1時30分から(開場:午後1時)
- ▷ところ さざんかホール 大ホール
- ▷内容 市内3中学校の、吹奏楽部による演奏  
 [高田西中学校 ☎22-7851]

**受験案内の配布**

- 介護支援専門員実務研修受講試験「平成26年度奈良県介護支援専門員実務研修受講試験」が10月26日(日)に実施されます。介護保険課では、「受験案内」を配布していますので、窓口にてください。
- ▷対象 保健・医療・福祉分野で、一定期間以上の実務経験を有する人  
 [介護保険課 内線539]

**お知らせ**

**奈良県一斉地震行動訓練**

- 7月9日(水)午前10時30分に、奈良県において、一斉地震行動訓練を実施します。本市は、市役所本庁舎において訓練に参加します。  
 [自治振興課 内線226]

**広告欄**

**天満診療所健康教室**

- ▷とき 7月17日(木)午後1時～2時
- ▷ところ 天満診療所
- ▷テーマ 「夏に気をつけたい病気」
- ▷講師 医師 梅本 典江  
 [天満診療所 ☎52-5357]

**使用済みの食用油の回収**

▷7月の回収日 7月28日(月)

午前9時15分～9時30分	陵西校区公民館
午前9時45分～10時	橋町集会場前
午前10時15分～10時30分	築山公園前
午前10時45分～11時	鶴ヶ江少年会館(鶴ヶ江コミュニティセンター)
午前11時15分～11時30分	曙町青少年会館(東部こども会館)
午前11時45分～正午	片塩幼稚園東側道路
午後1時15分～1時30分	総合体育館
午後1時45分～2時	大和ガス南側道路
午後2時30分～2時45分	市立菅原公民館
午後3時～3時15分	ネオシティ大和高田正面玄関前
午後3時30分～3時45分	葛城コミュニティセンター
午後4時～4時15分	春日町会館前

◎環境衛生課【市役所別棟1階】では毎日回収しています(土・日・祝日を除く)。

◎さざんかストリートの「生活雑貨ささおか」で回収しています。ご利用ください。

◎油の入ったビンやカンは、リサイクルできないため、処理が困難です。

使用済み食用油は、固めずに、食用油の容器(ペットボトル容器)などに入れて持ってきてください。

(クリーンセンター ☎52-1600)

**7月のし尿収集予定**

日程は都合により、変更になることもありますので、ご了承ください(地区名は、一部通称名を使用しています)。  
 し尿処理手数料の納付はお早めに。  
 平成26年4月分の手数料より納付期限が過ぎますと、督促手数料(100円)が加算されます(6月分の納付期限は、7月31日です)。

日曜	収集区域
1 火	奥田県住、出、秋吉
2 水	大谷、北角、敷島町、奥田、吉井、根成柿
3 木	敷島町、根成柿、吉井
4 金	敷島町、根成柿、吉井、秋吉、旭北、天神橋、藤森、池尻、築山
5 土	三和町、神楽、日之出西・東本町、有井
7 月	東中、東中1・2丁目、春日町1・2丁目、西坊城、出、東雲町、土庫住宅、有井、日之出町
8 火	東中、東中1丁目、春日町1・2丁目、南本町、大中南、磯野町、田井、勝目、出、松塚、土庫1・2・3丁目、大東町、花園町
9 水	磯野町、磯野北、南本町、北片塩、曙町、材木町、昭和町
11 金	大中北、新田、岡崎、中町、領家、磯野北
14 月	池田、領家、西代、市場、築山
15 火	市場、野口、築山
16 水	出屋敷、有井、築山
17 木	西町、有井、内本町、中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、築山
18 金	中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、甘田町、敷島町、築山
22 火	中三倉堂1・2丁目、甘田町
23 水	曾大根
24 木	南陽町、蔵之宮町、甘田町、今里、旭北町、旭南町
25 金	大中东、南陽町、蔵之宮町、甘田町、北片塩町、東三倉堂町、旭北町
28 月	蔵之宮町、甘田町、栄町、東中1・2丁目、南今里町、中今里町、片塩町、磯野東町
29 火	永和町、磯野南町、内本町
30 水	本郷町、北本町、高砂町、永和町

- トラブルを避けるためにも、立会をお願いします。
- し尿くみ取りの妨げになるペット類・鉢植えなどは、作業場所・通路に置かないようお願いします。
- 転居の場合や、便槽を廃止する場合は、それまでの手数料を清算し、くみ取り登録を廃止してください。そのままにすると、転居後に行ったくみ取り手数料が請求されます。また、世帯主などの変更や、人員に変更のあるときも、届け出が必要です。市役所環境衛生課までご連絡ください。
- 臨時くみ取りは、作業日の調整が必要です。委託業者(おおやまと環境整美事業協同組合 ☎52-2982) (大和清掃企業組合 ☎52-3372) に直接、申し込んでください。

「対象者の指定のないものは、市内在住等問わず、だれでも参加・申込等できます」

## 参加しませんか

### ●第8回ジョイフルソフトボール大会参加チーム募集

- ▷とき 7月13日(日)、20日(日)
- ▷ところ 総合公園多目的広場
- ◎受付・抽選・ルール説明会
  - ▷とき 7月5日(土) 午後7時から
  - ▷ところ 総合体育館会議室
- ▷参加費 5,000円(1チーム)
  - ※受付当日、徴収
- ▷チーム編成 10名以上(1チーム)
  - ※年齢、性別によるハンディキャップ制あり
  - [奥野 ☎080-6224-0571]

### ●つどいの広場で遊ぼう

おもちゃや絵本、遊具もたくさんあり、親子で自由に遊べます。ママ友もたくさんできます。

### ◎ベビーサロン(パパと遊ぼう会と離乳食作り)

- ▷とき 7月13日(日) 午前10時～正午
- ▷ところ オークタウン4階 子育てステーション、ロイヤルクイーン料理教室
- ▷内容 パパと乳児のふれあい、ベビーヨガ、ママの大人食料理からの離乳食作り
- ▷対象 2か月～12か月の乳児とその保護者
  - ※1歳、2～3歳のサロンもあります。
- ▷費用 500円
- ▷申込方法
  - 電話(☎080-5334-5092)または、直接子育てステーションへ。
  - [ママの里 田丸☎22-1438]

### ●韓国・朝鮮語を学ぼう! 病院編

- 大和高田 <sup>ケグリ</sup>개구리 <sup>オリニ</sup>어린이 <sup>회</sup>회
- 「ケグリ」とは「蛙」、「オリニ」とは「子ども」という意味です。
- ▷とき 7月20日～8月31日 毎週日曜日(8月17日を除く)
    - 午後1時～2時(6回シリーズ)
  - ▷ところ 大和高田ケグリ・オリニ会(花園町バス停すぐ)
  - ▷内容 旅行中に、頭痛や腹痛など具合が悪くなったら大変。病院に行った時の表現を学びます。
  - ▷対象 子どもから大人まで、どなたでも参加できます。

- ▷参加費 各回2,000円
- ▷持ち物 筆記用具
- ▷申込方法 1週間前までに、往復ハガキに名前、住所、FAXのある方はFAX番号を明記の上、申し込みください。電話での受付、返信はおこなっていません。
- ▷連絡先 キム・カンヂャ(金康子)
  - 〒635-0003土庫726-2
  - FAX52-0402

### ●夏休み科学実験教室

- ▷とき 8月9日(土)
  - ①午前10時～11時30分
  - ②午後1時～2時30分
- ▷ところ 高山サイエンスプラザ4階(学研北生駒駅よりバス、サイエンスプラザ下車)
- ▷内容 「空気と遊ぼう!」
- ▷対象 小学生 ※保護者同伴
- ▷定員 各回24人
  - ※申込多数の場合、抽選
- ▷参加費 500円
- ▷申込方法
  - 7月22日(火)【必着】までにメール(ka gaku@science-plaza.or.jp)、またはFAX(FAX0743-72-5819)、ハガキ(〒630-0101 生駒市高山町8916-12)で、「夏休み科学実験教室」、希望時間(第2希望まで)、名前(フリガナ)、学校名、学年、住所、メールアドレス、電話・FAX番号を書いて、奈良先端大支援財団へ。
  - ※当選者のみ、7月28日(月)までに通知。
  - [奈良先端大支援財団 ☎0743-72-5815]

### ●大工さんの木工教室

- ▷とき 8月10日(日)
  - 1部:午前9時から
  - 2部:午後1時から
 いずれも2～3時間で終了予定
- ▷ところ 県建築組合北葛支部(市場720-3 市立病院前通100m西)
- ▷内容 1部:宝箱(材料費1個800円)、2部:本棚(材料費1個600円)
- ▷対象 市内在住の小学生
- ▷定員 いずれも20名 ※先着順
- ▷申込方法 7月28日(月)～8月1日(金)(受付:午前9時～午後5時)まで

に、電話(☎52-4035)で県建築組合北葛支部へ。 ※7月30日(水)は、定休日  
[奈良県北葛支部 ☎52-4035]

### ●ならジョブカフェセミナー

- ▷とき 8月20日(水) 午後1時30分～4時30分
- ▷ところ 県産業会館3階 高田しごとiセンター(幸町2-33)
- ▷内容 「仕事の探し方」
- ▷対象 就職活動中の学生やおおむね35歳未満の求職者(40代前半までの不安定就労者を含む)
- ▷定員 約10名 ※先着順
- ▷申込方法 7月17日(木)からセミナー前日までに、電話(☎0742-23-5730)かFAX(FAX0742-23-5757)で、セミナー名、開催日、名前(ふりがな)、住所、電話番号、年齢、性別をならジョブカフェへ。  
[ならジョブカフェ ☎0742-23-5730]

### ●第22回奈良県高齢者いい歯のコンクール募集

- ▷審査および表彰日時
  - 10月2日(水) 正午～午後4時30分
- ▷審査会場 奈良県歯科医師会館(奈良市二条町2丁目9-2)
- ▷応募資格 70歳以上で歯の健康な人(若干の欠損歯、かぶせ等可)
  - ※第19回、第20回、第21回の最優秀の人は、応募できません。
- ▷応募方法
  - 8月31日(日)までに、官製ハガキに郵便番号、住所、名前(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、年齢を書いて、奈良県歯科医師会・高齢者いい歯のコンクール係(〒630-8002奈良市二条町2丁目9-2)へ。
  - ※8020達成者には認定証が授与され、最優秀者には後日、知事より賞状が授与されます。
  - ※昼食を済ませてから、参加してください。
  - [県歯科医師会 ☎0742-33-0861]

## 開催します

### ●鼻に関する「講演会」

- ▷とき 8月7日(木) 午後2時30分～4時30分
- ▷ところ 奈良県医師会館2階会議室(橿原市内膳町5-5-8)
- ▷講演 「鼻の病気と治療」
- ▷講師 北原 紘(県立医科大学耳鼻咽喉・頭頸部外科学教室教授)
- ※同時に、専門医による無料相談も行っていきます。
- [奈良県医師会耳鼻咽喉科部会事務局 ☎0744-22-8502]

### ●危険物取扱者試験

- ▷とき 8月24日(日)
- ▷願書受付期間 7月4日(金)～11日(金)
- ▷試験会場 天理教おやさとやかた東右第4棟(天理市布留町200)
- ※受験願書は、高田消防署にあります。
- 詳しくは、高田消防署予防課危険物係へ。
- [高田消防署 ☎25-0119 内線31]

### ●奈良県広域消防組合 競争入札等参加資格申請の受付

- 奈良県広域消防組合が発注する物品調達および役務提供業務の契約に関する競争入札等に参加するためには、申請が必要です。
- ▷対象業種
  - ・物品調達 登録品目は要領の物品種目別一覧により確認してください。

・役務提供等 登録業種は要領の役務業種別一覧により確認してください。

- ▷有効期間 平成29年3月31日まで
- ▷要領・申請書類等 奈良県広域消防組合ホームページ(<http://www.naraksk119.jp/>)から『平成26年度奈良県広域消防組合物品調達・役務提供等競争入札等参加資格審査申請要領』をダウンロードしてください。奈良県広域消防組合消防本部施設管理課でも、配布しています。
- ▷申請方法 平成27年1月30日(金)までに、上記申請書類を持参または郵送(〒634-0816橿原市慈明寺町149-3 奈良県広域消防組合消防本部3階総務部施設管理課契約係)してください。※土・日曜日、祝日、12月29日から平成27年1月2日を除く
- ▷受付時間 午前9時～正午  
午後1時～5時
- [奈良県広域消防組合消防本部 ☎0744-26-0119]

## お知らせ

### ●放送大学10月生募集

- テレビやラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。
- ※心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など
- ▷出願期間 8月31日(日)まで
- 詳しい資料などは、下記へ。
- 放送大学ホームページ(<http://www.ouj.ac.jp/>)でも、受付しています。
- [放送大学奈良学習センター ☎0742-20-7870]

### ●アイヌの人々のための無料相談窓口

- 日常生活で困っていること、嫌がらせ、差別などの、アイヌの人々からの相談を受け付けています。(来訪可)
- ▷受付期間 平成27年3月31日(火)まで(日曜日、祝日、8月10日～17日、12月27日～1月4日は除く)の午前10時～午後5時
- ▷問い合わせ  
フリーダイヤル ☎0120-771-208  
[公益財団法人人権教育啓発推進センター]

### ●自衛官等の募集

- ▷募集種目 一般曹候補生、自衛官候補生、航空学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校、医学科学生、同看護学科学生
- ※受験資格、受付期間、試験日など、詳しくは、自衛隊橿原地域事務所へ。
- [自衛隊橿原地域事務所 ☎0744-29-9060]

### 児童虐待? 迷わずに連絡を!

- 市児童福祉課(家庭児童相談室) ☎23-1195
- 県中央こども家庭相談センター ☎0742-26-3788
- 県高田こども家庭相談センター ☎22-6079



## 広報誌「やまとたかだ」に広告を掲載しませんか?

- ▷広告の大きさ(1件あたり)  
縦54ミリメートル、横87ミリメートル
- ▷掲載料(1件あたり) 25,000円
- ※12号連続して掲載する場合、1件分免除
- ▷申込方法 掲載を希望する広報誌の発行日の1か月前までに、所定の申込書を広報情報課へ。申込書は市ホームページでダウンロードできます。

- ※内容やデザインについては、事前にご相談ください。
- ※同一ページの隣り合う2枠(2件分)を、一つの広告として申し込むことができます。
- ※詳しくは広報情報課(内線291)、または市ホームページ(<http://www.city.yamatotakada.nara.jp/>)で、ホームページのバナー広告も募集しています。

[広報情報課 内線291]

# 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 **受給申請をお忘れなく**

※すでに受給している人は、受給申請は不要(ただし、受給している人でも毎年の現況届出等は必要です)。

## 〔児童手当〕

### ▷支給対象者

中学校卒業までの児童(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)を養育している人

### ▷手当月額(児童1人あたり)

- 3歳未満…一律15,000円
- 3歳以上小学校修了前…10,000円(3子以降は15,000円)
- 中学生…一律10,000円

※申請者の所得が所得制限限度額以上の場合は、児童の年齢等に関わらず月額一律5,000円を支給。

※児童が生まれた時、受給者の住所が他の市区町村に変わった時、公務員でなくなった時等は必ず15日以内に届出をしてください。

## 〔児童扶養手当〕

### ▷支給対象者

父または母と生計を共にしていない家庭、または、父または母に一定の障がいがある家庭で、児童(18歳になった年度の3月31日までの間にある人)を養育している父または母、もしくは父母にかわって養育している人。

### ▷手当月額

所得制限により、次のいずれかの額になります(児童1人の場合)。

- 41,020円(全部支給)

- 9,680円～41,010円(一部支給)

\*受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合は支給されません。受給者が公的年金を受けている、または、児童が児童福祉施設等に在所している場合は、申請できません。

## 〔特別児童扶養手当〕

### ▷支給対象者

20歳未満の、身体または精神に、重度または中度以上の障がいのある児童を家庭(児童施設等入所児童を除く)で養育している父母または、父母にかわって児童を養育している人。

### ▷手当月額(児童1人あたり)

- 1級…49,900円
- 2級…33,230円

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合は、支給されません。

※上記の3手当の要件に該当する人は、児童福祉課で申請してください。原則、申請した翌月分からの支給になります(要件に該当していても、手続きが遅れると申請月以前の手当は支給されません)。

※必要書類など詳しくは、児童福祉課にお問い合わせください。窓口来庁の時は、本人確認できるもの(免許証、保険証等)を持参してください。

〔児童福祉課 内線567・576〕

# 個人住民税

「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度」とは、公的年金等の所得金額のみを対象に算出された個人住民税額(市民税・県民税)を、公的年金から「天引き」により徴収することをいいます。

公的年金から「天引き」された税金は、年金保険者(日本年金機構等)が、年金受給者に代わり、市に直接納入します。地方税法(第321条の7の2)の規定により、公的年金等に係る所得から算出された個人住民税は、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされていますので、納税義務者本人の希望により、徴収・納税方法を変更することはできません。

※徴収・納税方法が変わるだけで、税の負担は変わりません。

## 【平成26年度対象者】

平成26年4月1日現在、満65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金等の所得から個人住民税を計算して、納税義務が生じる次の人をいいます。

- ①平成21年度から特別徴収を開始され、現在まで継続している人
- ②平成26年度(10月支払年金)から、新たに特別徴収を開

# 公的年金からの特別徴収制度

始する人

- (1)平成25年4月2日から平成26年4月1日の間に、満65歳になり納税義務が生じた人
- (2)平成25年度は非課税であったが、平成26年度は納税義務が生じた人
- (3)平成21年度から平成25年度までの間に特別徴収を開始したが、平成25年度中に特別徴収が中止となり、平成26年度に再開する人

※詳しくは、「平成26年度市民税・県民税 税額・納税決定通知書」に同封している『平成26年度市民税・県民税のお知らせ』で。

## 【公的年金以外に所得(給与所得・事業所得等)のある人の場合】

公的年金等以外の所得額に対しての税計算は、総所得額から公的年金等所得額を差し引いて算出していますので、重複課税にはなっていません。

当該税額は、給与からの特別徴収または、納付書、口座振替により納税をお願いしています。不明な点などがあれば、市役所税務課へ。

〔税務課市民税係 内線262・258・254〕

# 国民健康保険

## 「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が必要な人へ

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が引き続き必要な人は、7月中旬以降に保険医療課窓口へ。

### 入院時食事代の標準負担額

入院時の食事代は、下表の額を被保険者が負担し、残りを「入院時食事療養費」として国保が負担します。

※食事代の一部負担金は、高額療養費を算定する場合の自己負担額には入りません。

種別	1食の負担金額	
一般世帯	260円	
非課税世帯 および 低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院 (長期該当)	160円
70歳以上の人で低所得Ⅰの人	100円	

非課税世帯・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの人には、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。保険証と印鑑を持って、保険医療課へ申請にきてください。また、90日を超えて入院している人は、上記の認定証と入院が確認できるもの(領収証等)も必要です。

※申請があった月の初日から、減額認定されます。ただし、長期該当の場合は、申請月の翌月から長期認定となります。

### 自己負担限度額(月額)

〈70歳以上の人〉(75歳になる月のみ、自己負担限度額は国保と後期高齢者医療制度でそれぞれ2分の1ずつ)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ●4回目以降の場合、44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

### 自己負担限度額(月額)

〈70歳未満の人〉

所得区分	限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)
上位所得者 ※基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の人	150,000円 ●医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

# 認定証・高齢受給者証の有効期限は7月31日まで

過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が変わります。

保険診療の医療費が高額になっても、限度額適用認定証があれば、自己負担限度額を超えて支払う必要はありません。同一月内に入院分や外来分がある時は、高額療養費の申請をすれば返還される場合があります。

☆低所得者Ⅱとは…70歳以上75歳未満で同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の人

☆低所得者Ⅰとは…70歳以上75歳未満で同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税であり、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円となる人

## 国民健康保険高齢受給者証を送ります

8月1日から使用する新しい受給者証を、7月末頃に送付します。古い受給者証は、8月以降使用できません。

(旧) 高齢受給者証…白色

(新) 高齢受給者証…うぐいす色

## こんな給付があります

### 療養費の支給

補装具(コルセットなど)の購入や、保険証を持たないで医療機関にかかったときなどは、全額負担することになります。

しかし、後日、申請し認められれば、給付割合に応じて払い戻されます。

こんなとき	申請に必要な物
治療用の補装具(コルセットなど)を購入したとき	保険証・医師の意見書(理由書)・領収書・認印
急病などで医療機関に保険証を提示できなかったとき	保険証・診療内容の明細書・領収書・認印
医師が認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき、骨折・ねんざなどで接骨院にかかったとき(医療機関と同様に一部負担金で施術が受けられる場合あり)	保険証・医師の同意書 施術内容と費用の明細がわかるもの(領収書等)・認印
海外渡航中に国外で治療を受けたとき	保険証・診療内容の明細書・領収書(日本語に翻訳したものも必要)・認印
療養の給付を受けられない輸血のための生血代を負担したとき	保険証・医師の理由書・輸血用・生血液受領証明書・血液提供者の領収書・認印

### その他の給付

● 出産育児一時金…産科医療補償制度に加入の医療機関で分娩の場合42万円、これ以外は39万円

● 葬祭費…被保険者が亡くなったとき 3万円

● 移送費…医師の指示により入院転院したときなど、移送に要した費用を支給

※次の場合、保険証が使えません。

健康診断、予防接種、正常な妊娠分娩、歯列矯正、美容整形、業務上のけがや病気など

〔保険医療課 国保グループ 内線568・578〕

# 65歳以上の人への介護保険料

## 平成26年度の介護保険料

今年度の介護保険料は7月に決定し、7月中ごろに通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。65歳以上の人への保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

### 〈基準額の決まり方〉

$$\text{大和高田市の基準額 } 59,520 \text{ 円 (年額)} = \text{市町村で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 } 21\% \div \text{市町村の65歳以上の人数}$$

この基準額を中心に、本人と世帯の課税状況や所得に応じて、次の8段階に分かれます。

### ◎平成26年度 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象となる人	保険料【月額】	保険料【年額】
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	2,480円 (基準額×0.50)	29,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	2,480円 (基準額×0.50)	29,760円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	3,720円 (基準額×0.75)	44,640円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	4,960円 (基準額)	59,520円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	6,200円 (基準額×1.25)	74,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円未満の人	7,440円 (基準額×1.50)	89,280円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円未満の人	8,680円 (基準額×1.75)	104,160円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	9,920円 (基準額×2.00)	119,040円

## 介護保険料の納め方

保険料の納め方は年金額などにより特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。納め方(特別徴収または普通徴収)を選択することはできません。

### (特別徴収の人)年金からの天引き

原則として年金が年額18万円以上の人で、前年度に大和高田市で介護保険料を年金から特別徴収されていた人が対象になります。

### 『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料の特別徴収は、4、6、8月を『仮徴収』、10、12、2月を『本徴収』として納めます。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めます。年間の保険料確定後に、既に仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めます。

また、『仮徴収』と『本徴収』に大きな差が生じないよう、一年を通じてできるだけ均等な額となるよう8月の天引き額を調整し『平準化』を行っています。

これにより、4、6月は前年度2月と同額を納めていただき、8月からは年間保険料から4、6月の仮徴収額を差し引いた額を4回に分けて納めていただきます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月分と同じ保険料額			年間介護保険料から4・6月の仮徴収分を差し引いて四分割した額 (8月端数切捨、10月端数加算)		



例) 平成25・26年度ともに所得段階が第4段階で、前年度2月の納付額が 9,600円の時

前年度	平成26年度						年間保険料
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
9,600円	9,600円	9,600円	10,000円	10,120円	10,100円	10,100円	59,520円

平成26年2月と同額

年間保険料から4月・6月を差引いた残額を四分割した額  
(8月端数切捨、10月端数加算)

- ※ 仮徴収額と本徴収額に著しい差額が生じた人や、前年度に比べ、著しく所得段階が変更になった人、市外の施設入所者等は、前記の徴収方法に該当しない場合があります。
- ※ 今年度4月から特別徴収が始まった人の仮徴収額は、3月に通知しています。

### 〈普通徴収の人〉納付書または口座振替

年金が年額18万円未満の人や、老齢福祉年金の受給者等が対象になります。

☆年間介護保険料(12か月分)を、原則として7月から2月の8期に分けて納めます。

次の場合も、普通徴収になります。

- 65歳になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直し等で、所得段階が変更になったとき
- 年金担保、年金差し止め、現況届けの未提出等で年金が停止し、保険料の差し引きができなくなったとき

納付書は、期別で納付する「第1期」～「第8期」の8枚を送ります。

納付書の裏面に記載している金融機関、近畿2府4県のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア、市役所で納付することができます。

### 10月から特別徴収が開始される人(9月までは、普通徴収)

前年度に65歳になった人や、転入した人等が対象になり、年間保険料(12か月分)を次の6回に分けて納めます。

☆7、8、9月は納付書または口座振替で納め、10、12、2月は年金(年額18万円以上の老齢・退職を事由とする年金および遺族年金・障害年金)から徴収します。

### 介護保険料を口座振替で納めている人へ

平成26年度の介護保険料口座振替分について、1年間の振替状況を書いた通知書を、翌年1月に送付します。通知書が届くまでの間は、預貯金通帳で振替状況を確認してください。

### 介護保険料の減免措置

災害や特別な事情等で、一時的に保険料の支払いが困難な人や、生活保護受給者と同様の経済状況にある人は、一定の条件に該当すれば、保険料が減免される場合があります。詳しくは、介護保険課へ。

介護保険料は、介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、40歳以上の人は全員納めなければなりません(40歳～64歳は、医療保険料に含めて納めます。65歳以上は、医療保険料とは別に、市町村に納めます)。

保険料の滞納がある場合は、その滞納期間に応じて介護保険からの給付が一時差し止めになったり、1割の利用者負担が3割になる等の措置がとられます。

今、介護のサービスを利用していない人も、今後、介護が必要になったときに同じように、措置がとられます。介護保険料は、必ず納めましょう。

[介護保険課給付係 内線572・573]

# 後期高齢者医療制度 新しい保険証を送ります

平成26年8月1日から使用する、新しい「後期高齢者医療被保険者証」を、7月14日(月)以降に『簡易書留』で郵送します。この「保険証」は、有効期限が「平成27年7月31日」となっています(保険証の右上に記載)。8月1日以降、医療機関にかかるときは、この「保険証」を提示してください。

有効期限が切れた保険証は、市役所に返却するか、ハサミを入れるなどして、処分してください。

## 【所得区分】

窓口負担の割合は、1割または3割です。平成26年度課税の収入で、確定します。

3割負担	現役並み所得者	市民税課税所得(各種控除後)が年額145万円以上の人 ※ただし、次の要件に該当する場合は、申請により、1割負担になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満。 ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満。 ③同じ世帯に被保険者が1人で収入が383万円以上でも、70～74歳の人がいる場合は、その人の収入を合わせて520万円未満。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰに該当しない人
1割負担	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が、市民税非課税の世帯に属する人
	低所得者Ⅰ	同一世帯の全員が、市民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円の世帯に属する人 (年金の所得は控除を80万円として計算)

## 【高額療養費】

医療費の1か月分自己負担合計額が下記の限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます(診療月の3~4か月後に、広域連合から、登録している銀行口座へ振り込まれます)。

※入院時の食事代や、保険のきかない差額ベッド料などは合算できません。

### 〔1か月の自己負担限度額〕

世帯の負担区分	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位) (入院は限度額までの支払になります)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%(注1)
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (注2)	8,000円	Ⅱ 24,600円
		Ⅰ 15,000円

(注1)「+1%」は、1か月の総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。

(注2)低所得者Ⅰ・Ⅱ該当者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

## 【限度額適用・標準負担額減額認定証】

低所得者Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)に該当する人は、申請により『限度額適用・標準負担額減額認定証』を発行します(※申請月の1日から有効)。入院の際だけでなく、外来の窓口でも低所得者Ⅰ・Ⅱの適用を受けることができます。

現在『減額認定証』を持っている人で、所得申告をして平成26年度住民税非課税世帯の人には、8月1日からの新しい『減額認定証』を、7月末日までに自宅に郵送(普通郵便)します。

## 【平成26年度 保険料】

★平成26年度は、保険料率が改定されます★

保険料は、被保険者1人1人に賦課されます。

均等割額 44,700円	+	所得割額 (総所得金額等－ 330,000円)×8.57%	=	保険料(年額) <限度額 57万円>
-----------------	---	-------------------------------------	---	-----------------------

※所得割額は、前年所得に基づき算出します。

## 【所得の低い人の軽減措置】

### 【均等割額の軽減】

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得の合計	軽減割合
33万円以下	9割 被保険者全員の年金収入が 80万円以下の世帯 (その他各種所得がない場合)
	8.5割 (上記以外)
33万円+(24.5万円×被保険者数)以下	5割
33万円+(45万円×被保険者数)以下	2割

### 【所得割額の軽減】

被保険者の所得に応じて、所得割額が軽減されます。

所得	軽減割合
基礎控除後の総所得金額が58万円以下	5割

※上記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務のない人(障害年金、遺族年金等受給者や被扶養者及び所得のない人)であっても、市役所で所得の申告を行う必要があります。

### 【被扶養者であった人の特例措置】

今まで社会保険(健保組合や共済健保等)の被扶養者で、保険料負担がなかった人も保険料を納めることとなりますが、負担軽減のため、次のような軽減措置があります。

○平成26年度は、保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額は課せられません)。

### 【保険料の支払方法】

平成26年度の保険料は、7月に決定し、7月中旬以降に通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。

特別徴収(年金からの天引き)で、すでに前年度保険料額で仮徴収(4月、6月、8月)している人は、10月からの本徴収時に保険料を調整します。

普通徴収(納付書や口座振替等で納入)の人は、年間保険料を7月から翌年2月までの毎月、8期で納付してください(納期限までに納付されなかった場合は、督促状を発送し、督促手数料100円を徴収します。また、大和高田市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定により、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を加算して徴収します)。

※年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は、普通徴収となります。

◎平成26年度以降の保険料の支払いを、特別徴収(年金からの天引き)から普通徴収(口座振替のみ)に切り替えることができます。10月以降「特別徴収」を中止するには、7月31日(木)までに保険医療課で手続きをしてください。

#### <年金天引きから口座振替への変更の注意点>

- 「普通徴収への変更申出書」と「口座振替依頼書」の提出が必要です。
  - 振替口座の預金通帳、②通帳の届け印、③後期高齢者医療被保険者証を持ってきてください。  
※口座振替依頼書の提出のみでは、年金天引きは停止されません。ご注意ください。
- 『世帯主又は配偶者の口座からの支払い』に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。このため、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。
- これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

〔保険医療課 医療係 内線537・553・583〕

# 福祉医療制度

『医療費受給資格証』の有効期限は、7月31日(木)です。

## 身障、ひとり親家庭「医療費受給資格証」を持っている人へ

引続き福祉医療を受給できる人には、7月末日までに新しい「受給資格証」を郵送します。窓口交付を希望する人は、7月4日(金)までに申し出てください。

### 【乳幼児医療】

7月末の資格証郵送はありません。現在持っている資格証の有効期限は、以下のとおりです。

- ◎誕生日が平成20年4月2日～平成21年4月1日  
・・・平成27年3月31日まで
- ◎誕生日が平成21年4月2日～平成22年4月1日  
・・・平成28年3月31日まで
- ◎誕生日が平成22年4月2日以降(0歳～4歳)  
・・・平成28年7月31日まで

▷対象者 0歳～就学前の乳幼児(乳幼児の住所が本市にあること)

※乳幼児『医療費助成資格証』の交付には、乳幼児を主として養育する人の前年所得の確認が必要です。転入等により大和高田市の公簿で所得確認ができない人は、前住所で所得証明書の交付を受けて提出してください。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告をしてください。

【児童医療】(※制度について詳しくは、市ホームページへ)

▷対象者 小学生～中学生(6歳に達した最初の4月1日から、15歳に達した最初の3月31日の間にある人)の入院分医療費を助成します。

※「受給者証」は交付しません。

### 【心身障害者、ひとり親家庭等医療】

平成26年度の所得(25年中の所得)が、条例で定める限度額以上の場合、平成26年8月から平成27年7月まで福祉医療制度の受給資格が喪失し、医療費の助成を受けることができません。

福祉医療の受給資格が喪失する人には、7月中旬ごろに通知します。

#### 【心身障害者医療の所得制限】

扶養親族の数	本人所得	配偶者および扶養義務者所得
0人	159万5,000円未満	628万7,000円未満
1人	197万5,000円	653万6,000円
2人	235万5,000円	674万9,000円
3人	273万5,000円	696万2,000円
以降1人につき	38万円加算	21万3,000円加算
加算額	●老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 48万円 ●特定扶養親族1人につき 63万円	老人扶養親族1人につき 扶養親族の加算額+6万円

#### 【ひとり親家庭医療の所得制限】

扶養親族の数	本人所得(父または母・子)	扶養義務者所得
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
以降1人につき	38万円加算	38万円加算
加算額	●老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円 ●特定扶養親族1人につき 15万円	老人扶養親族1人につき 扶養親族の加算額+6万円

(法令の改正等により基準額が変わる場合があります)

課税対象外の年金受給者(障害年金、遺族年金等)や所得の無い人も、医療費助成を受けるためには、所得の申告が必要です。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告をしてください。

#### 【心身障害者医療】

▷対象者 身体障害者手帳1級・2級、または療育手帳A1・A2を持っている人

#### ▷所得制限

本人、その配偶者およびその\*扶養義務者で、主としてその者の生計を維持するものについて、前年の所得が老齢福祉年金の支給の制限額を超えないこと

65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人のうち、心身障害者医療費助成の対象となる障がいを持つ人の「重度心身障害者老人等医療費助成制度」の所得制限限度額も上記と同じです。これにより、受給資格が喪失する人および所得の申告が必要な人には、7月中旬ごろに通知します。

#### 【ひとり親家庭等医療】

▷対象者 ひとり親家庭(母子家庭または父子家庭)で、18歳(18歳になった最初の3月31日)までの子を持つ父親または母親とその子ども

▷所得制限 父または母およびこれに準じる者、子、子の配偶者および父または、母および子の\*扶養義務者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令に規定する額未満であること

※扶養義務者・・・直系血族及び兄弟姉妹(民法877条) 受給者と扶養義務者とが同一世帯にある場合、また他の制度において生計維持関係が認められている場合(受給者が社会保険または税法上の被扶養者である場合は、扶養義務者になります。)

大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
市立中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX.53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660
市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
職域コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486
近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531

### 大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、働くよろこびをもちましよう。

一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。

一、老人に生きがいを、子どもに夢と希望をあたえましよう。

一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。

一、自然をまもり、平和なくらしをきずきましよう。

## 各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

- ◆消費生活相談(要予約) 毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 消費生活センター(☎22-1101)
- ◆人権相談・行政相談 毎月第4火曜日 午後1時～4時 於:総合福祉会館 広報広聴係(☎22-1101)
- ◆中小企業金融相談・中小企業経営相談 随時 産業振興課(☎22-1101)
- ◆母子相談 月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分 児童福祉係(☎22-1101)
- ◆心配ごと相談 第2・4金曜日 午後1時～4時 社会福祉協議会(☎23-2298)
- ◆法律相談(要予約) 毎月第2・3火曜日 午後1時～4時 社会福祉協議会(☎23-5426)
- ◆司法書士の法律相談(要予約) 毎週月曜日 午後1時～4時 社会福祉協議会(☎23-5426)
- ◆法律相談(要予約) 毎週木曜日 午後1時～4時 於:総合福祉会館 奈良弁護士会(☎0742-22-2035) 相談日の1週間前の午前9時30分から予約(先着順)
- ◆生活相談 毎月第2・3・4水曜日 午後1時～4時 ※事前にお問い合わせください。社会福祉協議会(☎23-5426)
- ◆成人健康・栄養相談(要予約) 毎月1回、所定の日 午前9時～10時 保健センター(☎23-6661)
- ◆子育てホットライン・健康ホットライン 毎日 午前9時～正午 午後1時～5時(土・日・祝日・年末年始を除く) 保健センター(☎23-6661)
- ◆教育ガイダンス 毎週月～金曜日 午前10時～午後5時 青少年センター(☎23-1322)
- ◆家庭児童相談 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 家庭児童相談室(☎23-1195)
- ◆女性相談(要予約) 第1火曜日・第3金曜日 午前9時15分～午後0時5分 人権施策課(☎22-1101)
- ◆住まいづくり相談(第1水曜～第2水曜の間に予約:定員4名) 第3水曜日 午後1時～4時10分 建築住宅課(☎22-1101)
- ◆税理士による税務相談 2月・3月を除く毎月第3金曜日 午後1時～4時 於:総合福祉会館 近畿税理士会葛城支部(☎22-5288)

### 編集後記

毎年7月7日は、奥田で蓮取り行事が行われます。今年の蓮の状態はどうなのでしょう。待ち遠しいです。

広報コンクール表彰式に出席しました。広報のあこがれの甲子園、日本中から広報マンが集まります。いつも勉強させていただいている広報誌の制作者に出会うことができ、緊張するやら嬉しいやら。これからも精進します。

祖母が亡くなって、同年代の親戚たちに何十年ぶりに会いました。「ばあちゃんが、みんな仲良しいやと云ってるんやで」と、朝まで話が弾みました。

この時期になると、小学生が市役所見学に来てくれます。天気の良い日は、屋上から市を一望してもらおうのですが、みんな大喜び。その微笑ましい光景に、元気をもらっています。



ここ 何処?のこたえ

写真は、昭和33年ごろです。今里交差点付近から西を向いています。

むこうに見える高田高架橋からは、二上山がよく見えま